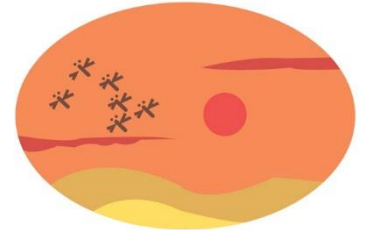


労務通信

2020.11月号

労基法施行規則等の改正案 届出時の押印等の廃止、36協定様式見直しについて



◆改正の趣旨

労働基準法および最低賃金法の規定に基づき、使用者に提出が求められている届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、これら届出等に際し、使用者および労働者の押印、または署名を求めないこととするというものです。

◆規制改革実施計画

令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画のデジタルガバメント分野における新たな取り組みとして、「行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し」が掲げられ、「各府省は、……原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」ことが明記されました。

◆改正の概要

労働基準法施行規則、事業附属寄宿舎規程、年少者労働基準規則および建設業附属寄宿舎規程ならびに最低賃金法施行規則において、法令上押印等を求めないこととともに、労働基準監督署長等への届出等の際に押印等を求めている省令様式について押印欄を削除します。

押印等を求めている省令様式のうち、36協定届など、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者の記載のあるものについては、労働組合の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数で組織されている旨を、過半数代表者の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数を代表している旨および当該過半数代表者が労働基準法施行規則6条の2第1項各号のいずれにも該当する者である旨のチェックボックスを設けることとするほか、所要の改正を行います。

◆いつから施行

令和3年4月1日予定（公布日は令和2年12月中旬予定）となっています

実態調査～『副業』

エン・ジャパン株式会社が運営する総合転職支援サービス『エン転職』上で、ユーザーを対象に実施した「副業」についてのアンケート結果が公表されました。

一般的に「副業」はどのくらい認識されているのでしょうか。実態調査の結果をみてみましょう。

◎現在、副業を希望しますか？

- ・希望している・・・49%（非常に希望：24% ， やや希望：25%）

◎現在お勤めの会社では、副業は認められていますか？

- ・認められている・・・27%

◎副業を希望する理由は？

- ・収入を増やしたい・・・88%
- ・失業したときの保険・・・22%

◎副業経験の有無

- ・経験がある・・・34%（現在している：12% ，過去に経験：22%）

◎副業を経験してよかったこと

- ・副収入が得られた・・・(82%)
- ・人間関係が広がった・・・(30%)
- ・知見・視野が広がった・・・(30%)

◎副業で不安なことは？

- ・手続きや税金の処理が面倒・・・52%
- ・本業に支障が出そう・・・37%
- ・過重労働で体調を崩しそう・・・36%

◎「副業」実態調査 - 『エン転職』ユーザーアンケートより

 <https://corp.en-japan.com/newsrelease/2020/24252.html>